

国民年金保険料を納めるのが困難なときは

国民年金の保険料が未納の状態
で、万が一、障がいや死亡といっ
た不慮の事態が発生すると、障害
基礎年金や遺族基礎年金が受給で
きない場合があります。保険料の
納付が困難な場合は、ご相談くだ
さい。

◎免除制度

▼**全額免除制度** 前年の所得に基
づき、保険料の全額（月額1万
3千860円）を免除

※全額免除の期間は、全額納付し
たときに比べ、年金額が3分の
1として計算されます。

▼**一部納付（一部免除）制度** 前
年の所得に基づき、保険料の一
部を免除（一部は納付）

※一部納付は3段階あり、それぞ
れの納付額と年金額の計算は次
のとおりです。

● 4分の1納付（納付額3千470円・
年金額は2分の1）

● 2分の1納付（納付額6千930円・
年金額は3分の2）

● 4分の3納付（納付額1万400円・
年金額は6分の5）

※平成18年7月から、従来の2分
の1納付（半額免除）に加え、
4分の1納付と4分の3納付の
制度が加まりました。

※一部納付の保険料を納付しな
かった場合は、その期間の一部免
除が無効（未納と同じ）となる
ため、将来の老齢基礎年金の額
に反映されません。また、障が
いや死亡といった不慮の事態が
生じた場合に、年金を受給でき
なくなる場合があります。

▼手続きに必要なもの

年金手帳
または納入通知書、印鑑、失業
理由の場合は『雇用保険受給資
格者証』または『雇用保険被保
険者離職票』の写しが必要です。
なお、転入などにより、所得が
確認できない場合は、源泉徴収
票、課税証明書の写しなどが必
要となる場合があります。

※申請者ご本人のほか、配偶者・
世帯主の方も免除制度の所得基
準の範囲内である必要があります。

◎若年者納付猶予制度

20歳以上30歳未満の方で、同居
している世帯主の所得にかかわら
ず本人と配偶者の所得要件により、
国民年金保険料の納付を猶予する
制度です。

納付猶予期間は、10年以内であ
ればその期間の保険料を後払い
（追納）することができます。追
納しなかった期間は、老齢基礎年
金の受給資格期間には算入されま
せんが、年金額には反映されませ
ん。

▼**手続きに必要なもの** 免除制度

の書類と同じものが重要です

◎学生納付特例制度

大学、大学院、短大、高等学校、
専門学校（一部適用にならない学
校があります）に在学する20歳以
上の学生で、学生本人の前年の所
得が118万円以下（扶養親族の数に
より異なります）であれば申請に
より国民年金保険料の納付が猶予
されます。

特例期間は、10年以内であれば
その期間の保険料を後払い（追納）
することができます。追納しな
かった期間は、老齢基礎年金の受給
資格期間には算入されますが、年
金額には反映されません。

▼**手続きに必要なもの** 年金手帳
または納入通知書、印鑑、学生
証のコピーまたは在学証明書が
必要です

▼**提出先** 国保・年金グループま
たは各支所

▼**問い合わせ** 国保・年金G
(☎8511771)



『都市再生街区基本調査』に 伴い市内で測量が行われます

この調査は、国土交通省が土地
の基礎的なデータを整備するため
に行うもので、人口の集中してい
る地域を対象にしています。

また、測量は国土地理院が行い、
民地への立ち入りや民地との境界
にかかわる測量を行うものではあ
りません。

▼**期間** 7月～12月

▼**測量地域** 中央町、新生町、若
草町

▼**測量内容** 街区基準点測量、街
区点の測量

▼**問い合わせ** 国土地理院北海道
地方測量部 (☎011-709-1231
1)

市職員は軽装で執務します

市職員は、夏季における執務を
快適に行い、市民サービスの向上
に努めるため、軽装で執務を行
います。ご理解をお願いします。

▼**実施期限** 9月29日(金)

▼**問い合わせ** 総務G
(☎8511330)

